

令和7年度 認定こども園しかおい入園に関する手続きについて

1 対象児童について

原則として鹿追町に居住（住民登録）する生後6か月から就学前までの児童が対象です。ただし、例外的に他市町村からの広域入所の受け入れも行っていますので、居住市町村の担当部署へご相談ください。

2 保育の認定基準について

下記の保育認定基準に照らし合わせ、入園について精査いたします。

なお、法令に定められている**保育室の面積および保育教諭の人数などの実際の受け入れ可能数を超える申込みがあった場合は、“入園調整”をさせていただきます場合があります**ので予めご了承ください。

- ・居宅外で労働することを常態としていること
- ・居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること
- ・妊娠中であるか又は出産後間もないこと
- ・疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
- ・長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有している同居の親族を常時介護していること
- ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ・虐待等家庭的支援が認められること
- ・町長が認める上記に関する状態にあること

3 手続きに必要な提出書類について

入園にあたり下記の書類を提出してください。

提出書類・必要部数	留意事項
① 鹿追町立認定こども園しかおい入園申込書 【1児童につき1部】	保護者の署名欄が2箇所あります。
② 就労証明書 【保護者1名につき1部】 ※3歳以上児Iコース13：30の方は不要	同時に2子以上の入園申込であっても各1部の提出で結構です。 ※本年度より国が定める共通様式に変更となりました。
③ 認定こども園保育料基準額表兼コース申込書【提出用】 【1世帯につき1部】	上欄の希望コースに☑及び入園を希望するすべての児童氏名を記入してください。
④ 同意書 【1児童につき1部】	「重要事項説明書」をよく確認の上、署名してください。
⑤ 幼児生活調査票 【1児童につき1部】	詳細に記載してください。
⑥ 市町村民税課税証明書 【生計を一にする課税対象者各1部】 ※令和6年1月1日現在、鹿追町外に居住されていた方のみ	居住されていた市区町村の課税担当部署にお問い合わせください。
⑦ 在宅障害児(者)のいる世帯該当申出書 【該当者1名につき1部】 ※該当者がいる場合のみ	入園児だけでなく、世帯に該当者がいる場合に提出が必要です。
⑧ 母子手帳の写し等 【1児童につき1部】 ※該当者がいる場合のみ	妊娠・出産に該当する場合、提出が必要です。氏名・出産予定日等が記載されているページをコピーしてください。

4 その他

ご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

鹿追町役場 子育て支援課庶務係（認定こども園しかおい内）

〒081-0216 河東郡鹿追町鹿追北2線8番地101

TEL：0156-66-2754 / FAX：0156-66-2167 Mail：kosodate@town.shikaoi.lg.jp